

ご利用者企業様

広島お届けカーシェア事務局

会員資格ならびに登録運転者の取り消し基準について

拝啓 平素より広島お届けカーシェアをご利用いただき誠に有難うございます。

広島お届けカーシェアでは他の会員様のご利用機会を妨げる行為を行う会員様に対して、車両配送型カーシェアリングテストモニター規約（以下本規約）に基づき、会員資格ならびに登録運転者の取り消し基準を設定しております。詳細につきましては下記をご確認ください。

下記に当てはまらない項目および行為につきましても、当事務局が不適切と判断した場合、本規約に基づき会員資格を取り消す場合がございます。

今後とも広島お届けカーシェアをご愛顧の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

項目	内容	対応
事故	1) 事故発生時に申告がなく、当事務局の調査にて発覚した場合 2) 複数回の事故を起こした場合 3) 全損や車両大破等となる事故を起こした場合	会員資格取消
事故処理	1) 事故発生時、直ちに当該事故を警察署に届出なかった場合 2) 事故発生当日、管理担当者から当事務局に連絡がなかった場合	
無断延長	1) 予定時間に車両を返却しない場合 2) 当サポートセンターへご連絡を頂けない場合	
予約キャンセル	予約とキャンセルを繰り返し、利用をしなかった場合	
無断乗り捨て	車両を無断で乗り捨てた場合	
駐車違反	警察署への出頭など運転責任における手続きを行わなかった場合	
非会員への車両貸与	非会員（登録運転者でない者）に車両貸与を行った場合	
非会員の車両運転	非会員（登録運転者でない者）が車両を運転した場合	
その他迷惑行為	1) 当社が定めた「ルールとマナー」を守れない場合 2) その他、他の会員に迷惑を及ぼす行為を繰り返し、当事務局の勧告後も改善されない場合	

以上